

第53回東京圏国家戦略特別区域会議

成田市 提案資料



令和8年9月8日

措置前

公益的法人等については、派遣法（※）に基づく地方公共団体の職員の派遣が認められているが、成田国際空港株式会社には派遣が認められていない。

（※）公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

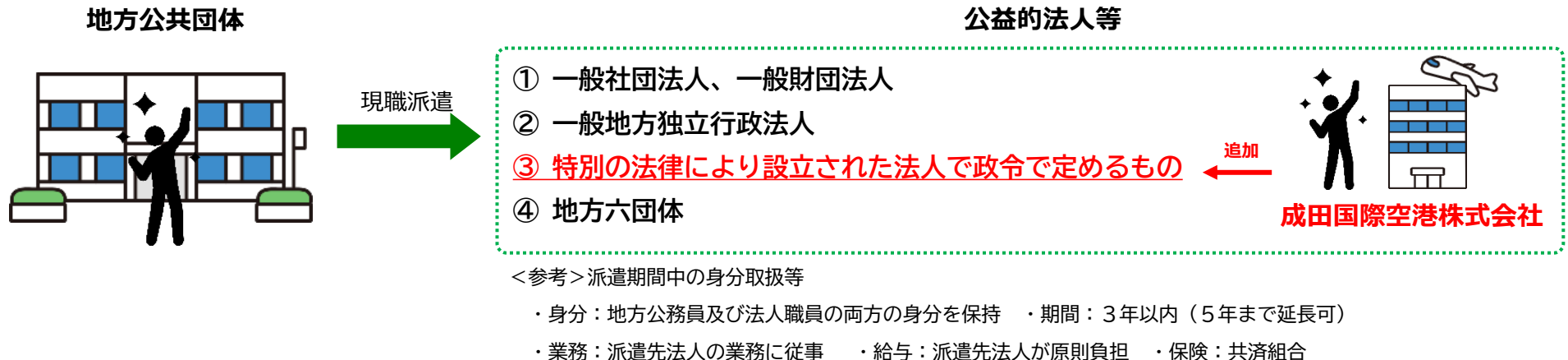
措置

派遣法に基づき、地方公共団体の職員を派遣できる法人として、成田国際空港株式会社を追加する。

（施行日：令和9年4月1日）

措置の概要

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成12年政令第523号）に規定する派遣対象法人に「成田国際空港株式会社」を追加する。



効果

- ✓ 官民連携の促進により、空港と地域が一体となったまちづくり・地域活性化を推進
- ✓ 空港会社での実務経験を通じ、自治体職員の政策推進能力の向上、専門的知識や技術の習得